

## 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

### 1 年金記録の名寄せの前倒し

- (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せの前倒し  
【20年5月】→【19年12月～20年3月を目的】
- (2) 「1430万件」・「36万件」のマイクログラムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ（あわせて結果の通知）【20年5月までを目的】

### 2 すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

- (1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせの前倒し
  - ① 既に年金を受け取れている方：【20年6～8月】
  - ② 今後年金を受け取る予定の方：【20年6月～21年3月】→【19年12月～20年3月を目的】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
  - ① 既に年金を受け取れている方：【20年9月～21年3月】→【20年4～5月を目的】
  - ② 今後年金を受け取る予定の方：【35、45、58歳通知で対応】  
→ 全員へお知らせ【20年6～10月を目的】

### 3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
  - ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
  - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
- ※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

### 4 「年金記録確認第三者委員会」（総務省）における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

### 5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19年7月中を目的に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19年7月以降随時】

### 6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23年度中を目的】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23年度中を目的】

### 7 「年金記録問題検証委員会」（総務省）による検証

年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

### 8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置（総務省）

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。【19年7月中を目的に設置】

# 「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 19年8月 19年12月 20年3月 【名寄せ作業後の解明作業】 ※各分類毎の記録数について定期的に公表

19年8月 19年12月 20年3月 ※各分類毎の記録数について定期的に公表

## システム開発

5000万件の記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正
- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

## 名寄せ

- ・1次名寄せ  
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ  
条件を緩和して名寄せ

## 【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録（受給資格期間を満たさない記録）

## 「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起呼びかけ】

【年金記録確認第三者委員会】  
○十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保障庁に勧告。統合・給付に結び付く。

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

名寄せできなかった記録

民間の専門家チームと連携した解明作業

- ①年齢別・加入期間別・年齢調査  
・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明
- ②「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理
- ③上記①及び②を踏まえ、た分類により解明作業を開始

(名寄せ後の記録の分類)

- 名寄せできなかった記録(上記参照)と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

(名寄せ作業後の解明作業)

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業  
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業  
・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明  
・履歴の送付等による記録の発見  
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

## 基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録 5000万件

名寄せできなかった記録の分類

- 死亡者又は海外居住者に係る記録
- 過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録  
・受給資格期間を満たさないもの  
・受給資格期間を満たすもの
- 転記誤り、届出誤り  
・受給資格期間を満たさないもの  
・受給資格期間を満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

- 死亡者・海外居住者が明確化
- 名寄せ後のお知らせによる解明
- 統合・給付
- 今後とも受給資格期間を満たさない記録
- 今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

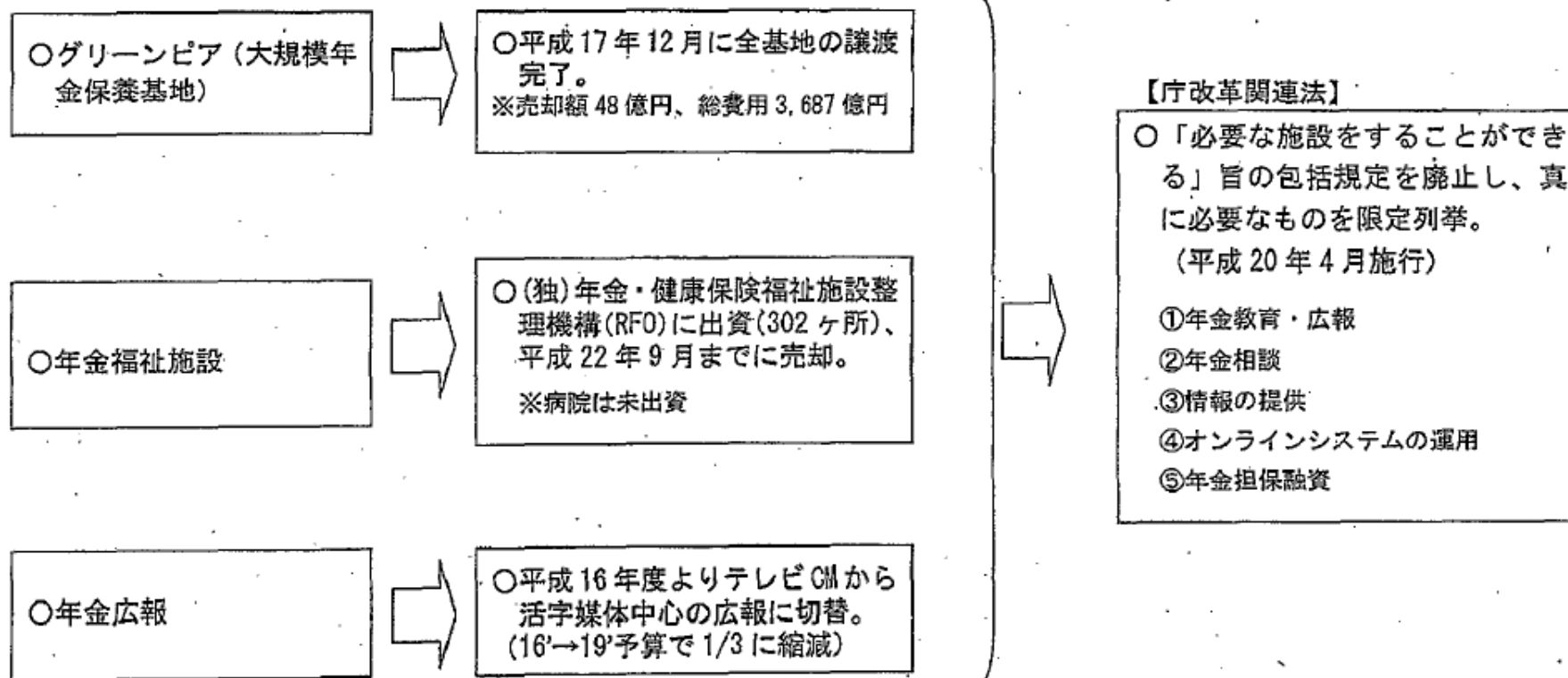
(残された記録の徹底解明)

- 下記の対応により記録の内容を精査
  - 過去勤務の事業所への照会(厚年)
  - 過去の居所の市町村への照会(国年)
- ※その結果残された記録は次のいずれかとなる
  - ・死亡又は海外居住者で記録内容を本人に確認し生存するも居所不明

統合・給付

- 支給に結びつかない記録
- 死亡者に係る記録
- 今後とも受給資格期間を満たさない記録
- 給付期間満了後受給可能な記録

## 年金保険料の無駄遣い等への対応（旧福祉施設費）



## 年金保険料の無駄遣い等への対応（年金事務費）

